

## 第 11 章 TPP 締結後の国内対策

### — 日米比較と中間評価 —

久野 新

#### はじめに

2015 年 10 月 5 日の環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership Agreement: TPP 協定) の大筋合意を受け、日本ではただちに TPP 総合対策本部が設置され、TPP 協定の実施を経済再生・地方創生に直結させるための基本目標が提示された<sup>1</sup>。この基本目標は「TPP 活用促進による市場開拓」、「TPP を通じた生産性向上・産業活性化・成長促進」、及び「TPP をめぐる不安払拭および農業の体質強化」という 3 つの柱で構成されており、同年 11 月 25 日、これら目標を達成するための「総合的な TPP 関連政策大綱」が発表された<sup>2</sup>。この政策大綱を実施するための予算措置の第一段としては、2016 年 1 月 20 日に TPP 対策 3,403 億円 (うち農業関連 3,122 億円、TPP 活用促進関連等 280 億円) を含む補正予算が成立したところである<sup>3</sup>。

本章では、便宜的に、自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) 締結に際しての「国内対策」を「攻めの対策」と「守りの対策」に分類して議論を進める。「攻めの対策」とは、FTA 締結時に企業や農家が享受する経済的利益を拡大させるための政策パッケージのことである。具体的には、FTA の経営戦略上の利用価値 (たとえば節税や市場拡大) を広く啓蒙するためのプログラム、FTA 特恵関税制度の利用を支援するプログラム、あるいは FTA 締結相手国の市場開拓を支援するプログラムなどが含まれる<sup>4</sup>。こうした「攻めの対策」を通じて FTA の受益者層を拡大しておくことは、単に FTA の経済的利益を最大化するという観点のみならず、貿易自由化交渉や地域統合の推進に対する将来のサポーター拡大につながるという観点からも戦略的に重要な意味合いを持つ<sup>5</sup>。日本における過去の取り組みとは異なり、今回の TPP 関連政策大綱ではこうした「攻めの対策」にも一定のウェイトが置かれているという点は強調しておきたい。

一方の「守りの対策」とは、FTA 締結にまつわる不安や懸念の緩和・解消を目指した政策パッケージのことである。FTA 締結にまつわる懸念には、「経済的」なもの、「非経済的」なものが存在する。本章で議論する「経済的懸念」とは、FTA 締結に伴う自由化や制度変更の結果として経済主体が直面し得る所得減少、失業、倒産等に対する懸念である。こうした経済的な損失およびその恐れを緩和するための対策は、経済主体が新たな競争環境に適合するために必要な産業間・産業内の各種調整支援プログラムの提供 (例えば雇用再訓練等)、および直接的な所得補償プログラムの二種類に大別することができる。TPP 関連

政策大綱においても、農業の体質強化や経営安定化を目的とする多様なプログラムが用意されている。

他方、「非経済的懸念」としては、たとえば FTA 締結の結果として食の安全性が犠牲になるのではないかと、国民皆保険制度が維持できなくなるのではないかと、ISDS（投資家対国家の紛争解決）条項により国の主権が損なわれるのではないかと、あるいは地域コミュニティが崩壊するのではないかと、といった懸念があげられる。これらの懸念には一部憶測やデマに基づくものも含まれていることから、ルールの実態やその影響について正確な情報をタイムリーに発信することが重要な対策となる。TPP 関連政策大綱においても、「TPP について国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPP の影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す」ことが明記されている<sup>6</sup>。

以上をふまえ、本章では TPP の締結を念頭におきつつ、FTA 締結後の望ましい国内対策のあり方について検討を試みる。ただし、発表されたばかりの TPP 関連国内対策の各種プログラムの妥当性や効果につき評価を行うことは困難である。したがって、当中間報告書においては、主として守りの国内対策に焦点をあてつつ、米国における貿易自由化後の国内対策の支援対象、資格審査プロセス、支援内容など制度の根幹部分の特性を整理し、日本における国内対策と可能な範囲で比較を試みる。

## 1. なぜ国内対策は必要なのか：必要性およびそれに対する批判

世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）や FTA の交渉の結果、ある国が追加的に貿易を自由化したとしよう。その際、自由化の結果として所得減少、失業、倒産などに直面する（またはその恐れのある）経済主体を政府は積極的に救済すべきなのか？ その正統性とはいかなるものなのか？ 以下では、貿易自由化後の国内対策を実施することの必要性をめぐる既存の主張について整理を行う<sup>7</sup>。

第一に、救済措置は「構造調整を促進する可能性がある」という主張が存在する。救済措置の中に労働や資本を衰退産業からその他の産業に円滑に移動させるような構造調整支援策が含まれていれば、一国経済の潜在的な生産能力の拡大に貢献するし、生産要素市場に「市場の失敗」が生じているのであればなおさら政府の介入が必要である、との主張である。後述のとおり、米国の国内対策では再雇用訓練等をつうじて労働者を他産業に移動させるための取り組みがなされている。他方、日本の国内対策においては、産業間の構造調整を促進するというよりは、特定産業における経営安定化や特定製品の競争力向上を目指した産業政策または農業政策的な色彩が強い。

第二に、救済措置は「所得再分配政策あるいは社会正義の観点から必要である」、とい

う主張が存在する。なかには「政府の政策変更により生じた損失なのだから、政府が補償して当然である」との指摘もある。日米の国内対策のなかには、程度の差はあれ、「所得補償」的な色彩をもつ支援が含まれている。こうした主張に対しては、「救済に際しては、失業保険や雇用訓練など、すでに存在する一般的なセーフティネットの枠組みを利用可能であり、追加的な国内対策は必要ない」、「他の分野の政策変更の結果として経済的損失を被った主体は救済されないなか、貿易自由化により損失を被った主体だけが優遇されるのは公平ではない」といった批判が存在する。また、過度に手厚い所得補償を提供すると、結果的に多くの生産要素を衰退産業に留め、むしろ構造調整を遅らせてしまうというリスクもあろう。

第三に、「救済措置の存在自体が貿易自由化を政治的に容易にする効果を持つ」との主張が存在する。自由化の結果として有権者が経済的損失を被った場合に一定の補償を与えることにつき政府が事前にコミットしておけば、貿易自由化交渉に対する政治的反発は緩和され、結果的に高い水準の貿易自由化を実現しやすくなる、そして国内対策の実施コストは、貿易自由化が実現しない場合に国全体として被る機会損失と比較すれば小さい、との主張である。

国内対策の必要性を擁護する主張としては以上の3つに大別されるが、無論、国内対策が必要であることについてコンセンサスが得られたからといって、対策の実施のために税金や行政資源を無秩序に使って良いということにはならない。守りの国内対策の制度設計にあたっては、支援の対象、資格審査のプロセス、支援の内容・方法・規模の妥当性についても慎重に検討されなければならない。以上の議論を踏まえ、次項では世界で初めて貿易自由化後の「守りの国内対策」を制度化し、今もなお運用し続けている米国の制度実態について整理を行う。

## 2. 米国における労働者向け国内対策

米国内では貿易自由化後の「守りの国内対策」として貿易調整支援プログラム (Trade Adjustment Assistance : TAA) と呼ばれる政策パッケージが制度化されている。プログラムとしては労働者向け、企業向け、農家向けの三種類が存在しているが、最も歴史が古く、最も予算規模が大きいものは労働者向けのプログラムである。これは貿易自由化等により経済的損害を受けた（またはその恐れのある）労働者限定の支援策であり、その歴史はGATT ケネディ・ラウンド開始時の1962年にまで遡ることができる。支援の内容は職業訓練、職業紹介、就業時引越手当等の形態をとる調整支援、および失業手当の延長等の形態をとる所得補償の二本柱で構成されており、2014年の予算規模は約6億ドル(約660億円)、

新規支援対象労働者は約7万人であった<sup>8</sup>。支援の対象、規模、内容、受給要件は時代の要請に応じて変容を遂げてきており、例えば、現在は貿易自由化のみならず、生産拠点の海外移転やアウトソーシングの進展の結果として職を失った労働者、あるいは製造業のみならずサービス部門で職を失った労働者なども支援の対象とされている<sup>9</sup>。

### (1) 根拠法

TAAの制度改正は、これまで約20回にわたる時限立法の積み重ねを通じて行われてきている。最新のTAAの根拠法は2015年貿易調整支援授權法(Trade Adjustment Assistance Reauthorization Act of 2015)であるが、同法も2021年6月末までの時限立法となっている。具体的には、仮に後継となる新たなTAA法案が期限までに制定されない場合、2015年TAA法で規定された支援措置は2022年以降、徐々にフェーズアウトされるよう、サンセット条項が埋め込まれている。また前述のとおり、米国ではTAA法案が貿易促進権限(TPA)法案とセットで審議されることが多い。貿易交渉それ自体の目的や内容に関する議論と国内対策に関する議論を早期から同じ土俵のうえで行うことにより、国内的には貿易自由化をめぐる世論の懸念拡大を抑えること、対外的には攻めと守りの間でバランスのとれた貿易交渉を行うことが目指されている。

### (2) 支援対象

労働者向けTAAの支援対象は、以下の理由により離職した(またはその恐れのある)労働者グループである。第一に、輸入競争圧力の結果として売上や生産が減少した企業の労働者グループ。これは最も伝統的な支援対象である。第二に、生産拠点の海外移転やアウトソーシングを行った企業の労働者グループ。第三に、第一・第二の理由でTAA対象企業(TAA-Certified Firms)として認定された企業の「サプライヤー企業」または「下請企業」の労働者グループ。そして第四に、その他米国国際貿易委員会(International Trade Commission:ITC)により損害が認定された企業の労働者グループである。いずれの場合も、支援セクターは製造業に限定されておらず、サービス産業も対象となり得る。

### (3) 支援の体制と資格審査プロセス

各種施策の実施は、労働省と州政府が協力して行っている。労働省(およびその地方組織)は労働者グループからの申請の受理と審査、予算配分、受給者の監督などを、州政府は給付金や訓練の提供、労働省への各種報告業務などを担当している。具体的な申請の流れは以下のとおりである。まず、輸入急増等により影響を受けた労働者グループまたは組

合等が労働省に申請を行う。その後、労働省は輸入急増等と当該離職との間の因果関係を調査、因果関係「あり」と認定された場合のみ当該労働者グループの構成員は各種支援の対象となる。因果関係が認められなかった場合、労働者グループは労働省に対して行政再審査を請求することが可能となっているほか、再審査で却下された場合には連邦国際貿易裁判所における司法審査を請求することができる。

#### (4) 支援内容

前述のとおり、労働者向け TAA は調整支援と所得補償の二本柱で構成されている。調整支援は「再就職支援サービス (Reemployment Services)」と呼ばれ、個別相談、再就職のための訓練支援 (平均参加期間は 585 日)、職業紹介サービス、および他地域で就職活動を行う労働者向けの求職給付金および再就職時の引越費用補助などが提供されている。なお、再就職のための訓練にかかる費用は労働者への現金給付ではなく、訓練終了後に州政府が訓練主体 (民間または公的機関) に対して直接支払うことになっている。

所得補償のなかで最も代表的なプログラムは「貿易再調整手当 (Trade Readjustment Allowance)」である。これは一般的な失業保険が失効し、かつ職業訓練に参加した労働者に対する所得補償であり、執行直前に支払われていた失業保険と同等の金額が (失業保険とあわせて) 最大 130 週にわたり支給される。このほか、再就職後に年収が以前よりも減少してしまった場合に所得低下分の半分が補填される「再雇用貿易調整支援 (Reemployment Trade Adjustment Assistance)」 (ただし貿易再調整手当との重複は不可、50 歳以上の労働者限定) および医療保険料の 72.5 パーセント相当の税額控除を受けられる「医療保険税額控除 (Health Coverage Tax Credit)」が提供されている。

### 3. 米国における農家向け国内対策

次に、日本が実施している「守りの国内対策」と比較を行うため、米国における農家向け TAA (Trade Adjustment Assistance for Farmers) の最新の制度実態について整理を行う<sup>10</sup>。

#### (1) 導入の背景

農家向け TAA は、輸入急増により損害を被った農業および漁業従事者を支援するための政策パッケージであり、プログラムは技術支援と金銭的支援の二本柱で構成されている。50 年以上の歴史を有する労働者向け TAA とは対照的に、農家向け TAA が導入されたのは 15 年前の 2002 年である。導入の背景としては、第一に、既存の労働者向け TAA は自らが

経営主体でもある多くの農家にとって使い勝手の悪い制度であったこと、第二に、労働者向け TAA は（他産業への再就職ではなく）同一産業内での競争力回復を試みる農家にとって使い勝手が悪くなかったこと、そして第三に、NAFTA 締結後、伝統的な国内助成金の対象となっていない品目の生産者（野菜や果物など）が最も輸入急増の被害を受けたことなどが挙げられる。2015 年の予算規模は約 9,000 万ドル（約 100 億円）であり、労働者向け TAA の規模と比較しても小規模なものに留まっている。これまでに、アボカド、じゃが芋、ブルーベリー、エビ、サーモン、ロブスター、アスパラガスの生産者などが支援の対象となっている。

## (2) 支援対象、支援体制、審査プロセス

農家向け TAA の支援対象は輸入競争により悪影響を被った品目の生産者であり、この「生産者」の概念には農業経営者、小作人（sharecropper）、農地の地主または借地人、および漁業従事者が含まれる。所管官庁は農務省であり、支援対象品目の認定は海外農業局（Foreign Agricultural Service）が、支援対象農家の認定および資金提供は農家サービス局（Farm Service Agency）が、技術支援は国立食品農業研究所（National Institute for Food and Agriculture）が担当している。

審査のプロセスでは以下のとおり「品目」に関する審査と「生産者」に関する審査の二段階方式が採用されている。まず、TAA プログラムの支援を受けたい特定品目の生産者グループが農務省に対して申請を行う。申請を受理した農務省は、当該品目の輸入増加の有無（過去 3 年の平均と申請時の比較）、国内平均価格、生産量、生産額、または現金収入の 15 パーセント以上の下落の有無、そして両者の間の因果関係（重要な貢献：contributed importantly）の有無を審査し、申請から 40 日以内に当該「品目」が支援対象の要件を満たしているか否かに関する決定を行う<sup>11</sup>。「品目」が認定された場合、次に、当該品目を生産する個別生産者が 90 日以内に支援の申請を行う。その際には、当該品目の生産実績があること、当該生産者が実際に生産量の減少または単価の低下に直面した事実があること、そして労働者向け TAA の受給者ではないことを証明する必要がある。

## (3) 支援内容

農家向け TAA の対象となった生産者は、まず技術支援（Technical Assistance）を受けることとなる。具体的には、収穫量、生産性、あるいはマーケティング力を改善・向上するための指導、あるいは転作指導などが行われるほか、こうした技術支援を受ける間の諸経費（交通費等）も支援される。さらに規模の大きな金銭的支援を受けることができる

生産者は、前記の技術支援を受けた生産者のうち、当該技術支援の成果を活かした新たなビジネスプランを企画・実行する意思と能力のある生産者に限定される。特定の業界団体や地方自治体ではなく、個別の生産者が新たなビジネスプランの有効性を自ら立証する責任を負っている点が、アメリカにおける農家向け TAA の一つの特徴ともいえよう。

新たなビジネスプランの有効性が承認された農家には、第一段階として、4,000 ドルを上限とする金銭的支援を受け取ることができる。さらに、第一段階のプランを完了した農家のうち、より長期的なプランを立案し、その実現可能性と有効性に関する認定を受けた場合、追加で 8,000 ドルを上限とする金銭的支援を受け取ることができる。両者を合計すると資金支援の上限は農家あたり合計 12,000 ドルであり、期限は 3 年以内とされている。

#### 4. 国内対策をめぐる日米比較と日本への示唆

以下では、これまで整理してきた米国における国内対策の制度実態、および過去のウルグアイ・ラウンド国内対策の内容および TPP 関連対策のなかで示された「守りの国内対策」を念頭におきながら、両国における国内対策の本質的な違い、および日本が米国の経験から学ぶべきいくつかの点について指摘を行いたい。

##### (1) 国内対策をめぐるオープンな議論開始のタイミング

前述のとおり、米国においては TAA 法案が貿易促進権限 (TPA) 法案とセットで審議されることが多い。このことは、FTA 交渉において大きな交渉力と成果を享受するうえで極めて重要な役割を果たしている可能性がある。なぜならば、貿易自由化の結果として損害を被る主体の経済的懸念を緩和するための措置の実施について事前に政府がコミットすることで、自国側の貿易自由化に対する漠然とした懸念や政治的反発を必要以上に拡大させることを防止することが可能となる。そして自国の貿易自由化を実現しやすい政治的環境が整備されるということは、その分、交渉時に相手国に対して高い水準の自由化を要求する交渉力が生まれ、結果的に高い水準の貿易自由化が実現する可能性が高まる。

他方、これまで日本では、FTA 交渉と同時並行的に国内対策のあり方をめぐる検討が公の場で開始されることはなかった。政府が交渉の終了時まで国内対策の実施、規模、中身についてコミットしないということは、貿易自由化をめぐる経済的懸念や政治的反発を半ば放置したまま自由化交渉を進めることになり、自国の自由化水準も、相手国に対する交渉力も、両方とも中途半端になるリスクがあろう。

##### (2) 国内対策実施の制度的枠組み

米国では、TAA プログラムを通じて、グローバル化の進展により損失を被った経済主体を支援するための「制度的な枠組み」が整備されている。TAA の支援対象は「農業」という特定部門に限定されず、製造業、サービス業における従事者もカバーされている。その枠組みにおいては、50 年という歳月を経て、国内産業の被害や輸入急増との間の因果関係の認定方法、行政・司法に対する再審査請求プロセス、労働者や農家レベルの受給条件と審査手続き、そしてプログラムの内容に至るまで全てが体系的に制度化されている。提供されているプログラムの種類は少ないが、その分、特定地域や特定品目に対する支援のあり方をめぐり政治家が選挙目当てで介入すること、あるいは業界団体がレントシーキングを行うことの余地は限定されている。さらに、米国の労働者向け TAA は、再雇用訓練等を通じて積極的に産業間の構造調整の促進も目指されていることが特徴的である。

他方、日本においては米国のような産業横断的かつ制度化された「守りの国内対策」は存在していない。むしろ、ウルグアイ・ラウンド国内対策や TPP 関連政策大綱においては、貿易交渉の終了とともに当該貿易協定に特化した対策が急ピッチで議論・策定され、予算が確保され、実施されるという形で対応されてきた。また、「TPP 関連対策」と呼ばれる施策の種類が米国との比較において極めて多く、多岐にわたっていることも特徴的である。また、守りの国内対策は農業の一部品目に偏っており、その他の産業に従事する経済主体に対する支援は比較的手薄となっているほか、産業間の構造調整を促進するための支援策も行われていない。

### (3) 支援対象のレベル

米国における国内対策の支援対象は労働者、農家、そして企業というマイクロレベルの主体であり、なかでも労働者向けの支援策がもっとも重視されている。農家に対する支援も、農村単位、産業単位の支援策は行われておらず、産業全体としての被害が認定されても、次に個別の農家単位で受給資格の審査が行われているのが特徴的である。加えて、農家向けの TAA では、所得補償を受ける際に、事前に技術支援を受けること、そして自らが受けた技術支援の成果を新たなビジネスプランの中でどのように活かすのかを説明すること条件とされている点も特徴的である。

日本における国内対策の支援対象のなかには、(予め指定された) 特定品目を生産する農家に加え、農村(漁村)、農業(水産業)といった広範囲の概念が多数登場する。またウルグアイ・ラウンド対策の際にも、今回の TPP 関連対策においても、対策費の相当の割合が公共事業に配分されているのも日本の国内対策の特徴といえよう。こうした地域政策あるいはインフラ整備事業の必要性を全面的に否定するものではないが、それらを「貿易

自由化に伴う国内対策」として位置づけ、予算化することの妥当性については慎重に評価しなければならない。

#### (4) 損害の有無と支援の関連づけ

米国においては、労働者向け TAA においても、農家向け TAA においても、輸入急増、損害、そして両者の間の因果関係の 3 点が確認された品目および経済主体に限定して支援が行われている。前述のとおり、2014 年には新規に 7 万人弱の労働者が TAA の支援対象として認定されたが、同時に約 3 万人の労働者の申請が却下されている。

日本の国内対策においては、輸入の増加、損害の有無、そして両者の因果関係を調査するプロセスは存在しておらず、支援の有無と救済対象の損害の程度は必ずしもリンクしていない。それどころか、聖域 5 品目に代表されるように、実際は FTA 交渉において必ずしも実質的な自由化を行っていないにもかかわらず、国内対策が提供されている品目も散見される。本来、国内対策の目的は、自由化に伴う損害を補償することや、自由化後の新たな市場環境の下で自立できるように経済主体を支援することである。そもそも自由化を行っていない品目の生産者に対して支援を行うのであれば、それは補償ではなく、TPP 国内対策という名のもとで実施されている単なる「保護の上乗せ」あるいは「所得移転」と言わざるをえないであろう。

#### おわりに

TPP 交渉の結果、日本はタリフライン・ベースで農産品の 8 割以上を自由化することとなった。これは従来の日本の FTA との比較において極めて高い水準の自由化率であるが、米国、豪州、あるいは韓国など他の先進国が締結した FTA と比較すると必ずしも高い自由化水準とはいえない。とりわけ聖域 5 品目（コメ、麦類、乳製品、砂糖、牛肉・豚肉）については、安倍首相の強いリーダーシップの存在および米国からの強い自由化圧力（外圧）の存在にもかかわらず、結局多くのタリフラインが自由化の例外扱いとされた。

この原因を突き詰めていくと、日本では貿易交渉の早い段階で自由化に伴う経済的な懸念や不安を解決するための政治的な装置が不足している、という問題にたどり着く。米国では、TAA という国内対策を貿易自由化実現の積極的な手段として位置づけているとともに、50 年という歳月をかけ、そうした対策の対象品目、対象地域、規模などをめぐり政治家や利益団体が過度に介入する余地を抑制しつつ、行政手続により粛々と節度ある支援を行うための制度を築き上げてきた。日本においても、貿易交渉の際に必然的に生ずる経済的な懸念を解決するための政治的装置の導入に向けて、そして節度と有効性についてバ

ランスの取れた国内対策の実施に向けて、米国の TAA の経験から多くの点を学ぶべきであろう。

## 注

- 1 「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針 (案)」TPP 総合対策本部、平成 27 年 10 月 9 日 ([http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/11/151009\\_sougoukaigou01\\_siryou2.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/11/151009_sougoukaigou01_siryou2.pdf)) 2016 年 1 月 8 日にアクセス。
- 2 「総合的な TPP 関連政策大綱」TPP 総合対策本部、平成 27 年 11 月 25 日 ([http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/tpp/20151125\\_tpp\\_seisakutaikou01.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/tpp/20151125_tpp_seisakutaikou01.pdf)) 2016 年 1 月 8 日にアクセス。
- 3 「平成 27 年度補正予算の概要」財務省 ([https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2015/sy271218/hosei271218d.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/sy271218/hosei271218d.pdf)) 2016 年 1 月 8 日にアクセス。
- 4 宋俊憲・久野新「韓国における企業向け FTA 利用促進政策の現状と日本への示唆」『ERINA REPORT』No. 126、2015 年 10 月、10-18 頁。
- 5 Kuno, Arata. "Beyond TPP negotiation: policy proposals for promoting FTA utilization." *Social Science Japan*, 2015, March Vol. 52, pp. 25-27, Institute of Social Science, University of Tokyo.
- 6 「総合的な TPP 関連政策大綱」10 頁。
- 7 久野新「TPP 締結後の補償・調整支援措置をめぐる考察: 日本版貿易調整支援 (TAA) 導入の意義と課題 (1)」『貿易と関税』61: 10、2013 年、27-32 頁; 久野新「TPP 締結後の補償・調整支援措置をめぐる考察: 日本版貿易調整支援 (TAA) 導入の意義と課題 (2)」『貿易と関税』61: 11、2013 年、59-67 頁; 久野新「セーフガードと貿易調整支援政策の補完可能性-構造調整促進の観点から-」『WTO 体制とセーフガード制度 (RIETI 経済政策分析シリーズ)』荒木一応・川瀬剛志 (編)、2004 年、183-212 頁。
- 8 Collins, Benjamin. "Trade Adjustment Assistance for Workers and the TAA Reauthorization Act of 2015." *CRS Report*, August 18, 2015, Congressional Research Service.
- 9 労働者向け TAA の制度実態については前掲 Benjamin (2015) および以下の米国労働省雇用訓練局のホームページを参照した。Employment and Training Administration, United States Department of Labor (<https://www.doleta.gov/tradeact/>) accessed on February 28, 2016.
- 10 農家向け TAA の制度実態については以下を参照した。McMinimy, Mark A. "Trade Adjustment Assistance for Farmers." *CRS Report*, July 9, 2015, Congressional Research Service.; Foreign Agricultural Service, United States Department of Agriculture (<https://taaforfarmers.org/TAAoverview.aspx>) accessed on February 28, 2016.
- 11 国内の被害基準は 2008 年まで 20 パーセントという閾値であったが、TAA の利用を促進するために 2009 年より 15 パーセントに緩和された。